

村の世帯・人口

1966年 5 月末日現在

総世帯数	1,826 戸
男	4,780 人
女	4,997 人
計	9,777 人

はらにしに報広

発行所
西原村役所
電話 (0952) 401
印刷所
桑江印刷所
与那原小学校となり
電話 (0952) 365

主なものくじ

- 1、第三回定例議会おわる……………一
- 一、敬老年金支給条例の制定など……………一
- 二、六七年度の村長の施政方針……………二
- 三、新年度の村長の施政に対して議会からの要望事項……………三
- 四、新年度予算十四万ドル……………四
- 五、訴訟事件の米国民政府へ移送命令の撤回要求……………六
- 2、一九六六年度の産業共進会……………七
- 3、煤煙被害防止対策の経過……………八
- 一、まえがき……………八
- 二、これまでのいきさつ……………八
- 三、煤煙防止対策特別委員会の設置……………八
- 四、煤煙被害防止対策協議会の設置……………九
- 4、本村の農業経営状況……………十
- 5、一九六五年の村民所得……………十一
- 一、総 評……………十一
- 二、農業所得……………十二
- 三、給与所得……………十二
- 四、その他の所得……………十三
- 6、今後の甘蔗作合理化と問題点……………十三
- 一、株出甘蔗を中心とした農業経営の実態調査……………十三
- 二、甘蔗作合理化推進策の進言……………十四
- 三、総合的調査報告……………十四
- 四、政府への要望……………十四
- 五、農家への要望……………十四
- 7、六五〇六六年期甘蔗生産高まとまる……………十四
- 第一表 一九六五〇六六年期産糖実績及び前期との比較……………十五
- 第二表 年度別産糖実績の推移……………十六
- 8、新旧教員歓送迎並に校長就任激励会……………十七
- 9、わが家の暮し体験記投書募集……………十七

村の世帯・人口

世帯数	1,852 戸
人口	4,780 人
男性	2,397 人
女性	2,383 人

本 報

〒302 (0825) 電話
 江田町 江田町
 江田町 江田町
 江田町 江田町
 江田町 江田町

1. 秋の寒の暮し村誌誌友集	14
2. 新日議員増進会に就いて	14
3. 第二表 平栗町産物実態の調査	16
4. 第一表 一六六五〜六六五五平栗町産物実態及び前回の比較	15
5. 六五〜六六五五平栗町産物実態の高まる	14
6. 農業への要望	14
7. 農村への要望	14
8. 総合調査報告	14
9. 甘藷芋合産物調査報告	14
10. 甘藷芋中心として農業経営の実態調査	13
11. 合産の甘藷芋合産物と関係	13
12. 甘藷芋の調査	13
13. 甘藷芋の調査	12
14. 農業調査	12
15. 総 論	11
16. 一六六五五五の村誌調査	11
17. 本村の農業経営状況	10
18. 農業被害防止対策調査報告	10
19. 農業被害防止対策調査報告	8
20. 一六六五五五の農業実態	8
21. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	6
22. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	4
23. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	3
24. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
25. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
26. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
27. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
28. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
29. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
30. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
31. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
32. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
33. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
34. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
35. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
36. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
37. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
38. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
39. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
40. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
41. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
42. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
43. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
44. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
45. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
46. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
47. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
48. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
49. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
50. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
51. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
52. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
53. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
54. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
55. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
56. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
57. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
58. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
59. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
60. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
61. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
62. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
63. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
64. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
65. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
66. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
67. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
68. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
69. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
70. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
71. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
72. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
73. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
74. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
75. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
76. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
77. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
78. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
79. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
80. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
81. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
82. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
83. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
84. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
85. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
86. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
87. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
88. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
89. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
90. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
91. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
92. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
93. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
94. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
95. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
96. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
97. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
98. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
99. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1
100. 補遺事件の米田民衆への影響命令の撤回要求	1

第三回定例議会おわる

▲敬老年金支給条例の制定など

西原村議会第三回定例会は、去る六月十一日に召集され、新らしく敬老年金支給条例の制定を始め、数多くの議案が可決され、開会の二日目は村長の新年度に対する施政方針が行われ、その後、村長の施政について一般質問があり、新年度の予算について、議会からの要望事項もあつた、全日程十一日間で幕を閉じたが、こんどの村長提出の議題はつぎのとおり、

①議案第六号一九六六年度西原村才入才出追加更正予算議決について

(原案可決)

②議案第七号西原村職員給与に関する条例の一部改正について

(原案可決)

③議案第八号西原村職員等の旅費に関する条例の一部改正について

(修正可決)

④議案第九号西原村報酬及び費用弁

償支給条例の一部改正について

(修正可決)

⑤議案第十号西原村職員定数条例の一部改正について

(原案可決)

⑥議案第十一号西原村敬老年金支給条例の制定について

(修正可決)

⑦議案第十二号西原村印鑑条例の一部改正について

(原案可決)

⑧議案第十三号西原村税条例の一部改正について

(原案可決)

⑨議案第十四号一時借入金に関する議決について

(原案可決)

⑩議案第十五号一九六七年度西原区教育委員会才入才出予算議決について

(原案可決)

⑪議案第十六号一九六七年度西原村才入才出予算議決について

(修正可決)

⑫議案第十七号村長管理財産の処分について

(原案可決)

施政方針

西原村長 新川 崔 吉



一九六七年度の当初予算の御審議を御願ひするにあたり、村政の一端を申し述べたいと思います。

一九六五年十一月二十七日、前村長大城純勝氏の任期満了に伴い不肖新川が村長として十一月二十八日就任致しましたことは、私の最も光栄とするところであります。

惟うに、私浅学非才も顧りみず、村長に立候補致しましたところ、議員の皆様をお始め村幹部、全村民挙げての絶大なる御支援と御協力に

求する事業面、或いは事務面が二二、三年来、急速にふえて参りました。

また、村自体で当然やるべき事務も時代の趨勢により加重され、それが複雑多岐に亘る現社会情勢下において、我々役職員は、なお一層自己の義務を自覚し、たえずよりよい研鑽を身につけ主権在民の念を深くし、住民全体の奉仕者たるを人間最高の聖職と心得て社会福祉向上のため頑張りたいと決意を新たに致したいと思っております。

しかし、目まぐるしく変転する社会情勢下において幾多のやるべきことが山積みされ、然もこの解決が極く至難で容易ならざるものばかりであり、その反面限られた少ない財源の枠内でなされなければならないのであります。

この解決は、もとより住民一人びとの絶大なる御協力が何よりも肝要であることは、多言を要しないところであり、偉大なる政治家がいて、住民の協力なくしては、机上の空論に過ぎません。

限られた予算を最少の経費で最大の効果を上げるために、また、それを着実に足あとを残すめにも、計画的な行政をしくことが最善の方策だと考え、おくれればせながら、六七年度を起点として、左記事項を重点政策として議員各位はもとより、村民の皆様御賛同を御期待申し上げる次第であります。

一、財政の強化について

近年村民の絶大なる御協力により、徴税成績も一段とよくなり、殆んど完納に近い成績を得ておりますが、しかし滞納税については今年これが徴税に一段と力を注いだのでありま

すが、九一三ドルの滞納を残していることは遺憾に堪えないのであります。今後もし引き続き努力致し、財政の健全化につとめたいと思っております。

ことに六七年度からは教育税が一本化になりますので部落懇談会等を催して、税法の改正等をよく説明申し上げ、協力態勢を図っていききたい所存であります。

なお、課税容体についても更に綿密なる資料のもとに、公平適正なる課税により財政の確立をはかりたいと考えています。なお村税における法人の税額はその大半をしめ、多大なる恩恵を浴していることも見のがせないであり、これまでの御協力に感謝申し上げますと同時により一層の御協力を期待する次第であります。

特に財源の獲得については、現行税制を改革させ、日本本土の地方税制度と同様、政府税の市町村移譲を各市町村との連繋の下に強力に推進し、村内においては、立地条件を生かして各種企業の誘致に今後とも努力したいと考えています。

二、農業生産基盤の整備々々と村民所得の向上について

農業の生産性を向上せしめ、そのコスト低減をはかるには、どうしてもその基盤の整備が急務だと思えます。

現代のような農業構造をそのままにしておいては、不可能であります。そこで今後の農業は経営規模の拡大、機械化等農地保有の合理化と相俟って農業営を近代化していかなければならない。つまり農業構造改善をやらなければならないと思っております。

構造改善の具体的内容としては、現在の農研クラブを中心に、家族農業経営を近代化し、その健全な発展を育成し、農業で自立経営を出来るだけ育成し、或いはこれと相並ぶものと

して協業を助長して行きたいと考えています。

その他生産性の向上面では年々激増する病害虫を防除するため、出来るだけ農業利用を普及し、それ等の購入補助等を期して対策を講ずるつもりであります。また本村は耕地の約九〇パーセントが甘蔗作で砂糖の貿易自由化により、現在は本土の保護処置を受けているが、非常に不安定である。このため甘蔗作一辺倒ではなく、そ業栽培その他畜産等により、土地の高度利用による多再農業経営を推進していかなければならないと思えます。

今後の農業のあり方としても、今や単なる増産の時代は去り、生産を需給事情に即応させ、農業の選択的拡大を図っていかなければならないのであります。

六七年度内において、試みたモデル農家を指定し、ビニールハウスの補助寒冷紗の奨励等行い、土地の高度利用し季節外そ業栽培の指導育成を図り、もって農業生産意欲の昂揚につとめたいと思っております。

旧西原飛行場跡の後旧については、これまで琉球政府御当局はじめ、議會議員の度重なる日本政府(附援)への陳情と地主各位の御協力により、護岸の復旧も今年度で完成する予定になっており、なお、耕地の整備等現在着々と進められ、六七年度における政府の計画にも、おり込まれていくことを聞き、近い将来において、沖縄唯一のモデル農場が実現されることと思ひ、誠に御同慶に堪えません。

これを契機に次々と計画的に地主の協力を得て実施したいと考えています。

なお、新年度においては、農業委員会を設置して、最もむづかしい農業のあり方について、問題点を究明し、村農協と相提携して農業振興の

一助にしたいと考えています。

三、建設部門について

議會議員初め、住民各位の御協力により幾多の道路が新設、或いは改修されましたが、今後はそれから道路の強化維持管理に意を用い、復旧新設について将来のことも加味して可能な限り、構造改善事業ともかみ合せた方向で考えたいと思っております。

なお、道路の維持は排水面が充分でなければ、せつかくの道路もたちまちにして破損され、けつきよく予算の効率的運用にはあたらぬ、新年度は排水面の抜本的対策が望ましいと考えて主としてその方向に力を傾注したい。なお現在の備人の道路人夫を定数化し身分を保証すると同時に、これら道路維持について完璧を期し度いと考えています。

四、環境衛生と老人福祉について

数年来、ちり捨て場の問題がやかましく云われるようになってきた、申すまでもなく環境衛生が不行届であれば伝染病の発生も多くなり、村民の保健上最も憂慮すべき問題だと思っております。適当な処理場がないために排水路に或いは空地に捨てたりして、外来者の目をおうものであります。さしあたり各部落に廃芥処理缶(ドラム缶)を適宜に配布して(一五〇本)各区で焼却するようにしたい、同時に各部落民への協力を呼びかけたいと思ひます。

村の大半の井戸水は飲料水として不適であるため、新年度より五ヶ年計画により上水道事業計画をなし衛生的な水を供給したいと考えています。

老人福祉については、老人に対してこれまでの長い生涯における村発展と教育振興等に尽して戴いた御労苦に對し敬意を表し、今後の御健康と長寿を祈念するため僅かな金額ではありますが八十才以上の方へ敬老金を

差し上げたいと思っています。同時に本村には老人クラブが各所に結成されていますので幸いに立法化された老人福祉法の主旨に沿って老人の健康管理、福祉向上に尽したいと考えています。

五、行政区画の整備について

行政の基盤たる行政区の整理については、ここ数年懸案となつて参りましたが、その間部落個々の問題、他部落との複雑な問題、行政上の問題と種々困難な様相を呈し現在に至っている。現代社会においては殆んど多くの人が他市町村に働きに出ている関係、その社会の場友人関係等、昔と變つてきた、又現在、住居の自由等そんなに吾々社会生活上、行政を整理したことによつて弊害があるとは考えられない、むしろ将来をなう子供等の教育面を考え、行政の合理的、能率的な面を考えた場合、すみやかにこの問題は解決されるべきだと考え、新年度においては行政委員会を設置し充分なる検討を加えて出来るだけ可能な限り、行政区の整理統合を図つていき度と思っています。

六、庁舎建築促進について

先刻来申し述べた通り時代は日進月歩とはかつて、時進秒歩の時代になり、村の行政事務も従来通りでは、おつけないとなりました、そこで最近事務改善だとか中堅職員の研究が盛んに行われ事務の正確でスピードが要求されて参りました、これを完全に実施し更に村内各種団体が常に会合できるばかりでなく村民があらゆる集会を催すことのできる、村民会館的存在としての新庁舎の建設は急務であります。

現在の役所では余りにも狭く、その上住民が役所内に入らなければ用を達し得ない状況で事務の能率化に多大の影響を及ぼしている、これを窓口においてすべてがスムーズに早く

出来るようにしなければならないと思っています。そうすることによつてよりよい住民サービスが出来反面役所における事務の能率化は直接住民への奉仕の基本となることがあり、新庁舎の建設こそ急務だと思っています。

その他教育文化の向上、青少年の健

▲新年度における村長の施政に対する議会の要望事項

西原村新川村吉は新年度の予算編成にあたり、先程の施政方針で述べた様に、①財政の強化について ②農業生産基盤の整備拡充と村民所得の向上について ③建設部門について ④環境衛生と老人福祉について ⑤行政区画の整備について ⑥庁舎建築促進について、以上六項目基本方針に対し議会側からの要望事項はつぎのとおりであった。

① 納税奨励金の交付基準について
新年度も納税奨励金の交付基準は従来の九〇パーセントに据置きになっているが、ちなみに最近の納税成績をみると九八パーセントの好成績をおさめている、そこで現在の納税成績の実態からおして考えるとうも、現在の九〇パーセントという基準は実状にそわないと考えられるので、これを一〇〇パーセントに引き上げてもらいたい。

② 村民の健康管理並びに福祉対策について
本村には、開業医、医介舗がいなく、全くの無医村であるので、いざことがあるときは、非常に不便を感じる、村民の健康管理の面から、次年度からとむわず年度中途からでも、充分なる予算を計上して村民の健康保持に尽力していただきたい。

また、福祉面では、老人福祉の問題は貧困者の救済対策の問題と充分か

全育成の問題については、政府の施策に沿って財源のワク内で充分努力致し度いと考えています。

以上六七年度における施政の一端を申し述べ議員各位はもとより住民各位の御協力を伏してお願ひ申し上げる次第であります。

み合わせて、その対策を講じてもらいたい。

それから現在青年協議会の組織が皆無に等しい状態であるので、青少年の健全育成の問題とも、かみ合せて、その育成を図ってもらいたい。

③ 産業経済について

新年度においては、産業共進会は予算上費目存置にしてあるが、村長の方針では、従来の画一的なあり方をかえて、もっと村産業経済の伸展に寄与する新しい方法でやりたいとの計画のようであるので、是非新年度からは、そのような新しい方法による計画が実施できるよう努力していただきたい。

それから病害虫駆除対策については新年度も予算計上してあるが、最近病害虫、野その発生が著しく、その被害があら、ここに統出している、新年度は七二〇ドルも計上してあるのでその対策には万全を期して完全駆除に努力していただきたい。

④ 土木事業について

農業基本施設の整備については、近年村長の主要な施策のひとつとして推し進めてきた結果、現在では相当数にのぼる村農道の施設ができているが、これら道路の維持管理には多額の経費がかかると思うし、また新年度予算をみると、本年度に引き続きタール舗装を計上しているが、成程タール舗装による道路の完全維持

を図るのも大変結構なことであるが、その前に局部的にタール舗装をやるより、村一円にまたがる数多くの基本施設の維持管理を図るのが先

▲新年度予算十四万ドルに

◇教育税を廃止して村税一本化◇

村税条例が六月の定例議会で一部改正され、一九六七年度から教育税が廃止され、村税一本化になりました。その理由を挙げてみると次のとおりである。

従来の教育税は教育税法の立法によるものでなく、教育委員会法のためにより教育区と区域を同じくする村民税、固定資産税、事業税、不動産取得税の納税義務者にその義務をおわしておりました。

教育税の計算の方法については、おのおの市町村の立場において教育税賦課徴収条例をつくり、村民税、固定資産税割、事業税割と賦課されていましたが、本村では村民税割及び固定資産税割の二本立により教育費予算額のうち、村民税五〇パーセント固定資産税五〇パーセントの割合で税率を定め納税義務者の皆様に納めていただいたのであります。

従来の教育税は村税とは異った法律で定められた、標準税率がなく、予算課税方式で納税義務者の負担分担の限度がなく、偏形的税制でありましたので、地域において、格差があったので、これを是正するため村税一本化になりました。

つぎに市町村税法の一部改正については、その税率が一部改正になったのは前に述べましたとおり、教育税の廃止により、教育税を村税の中に含めて納税義務者の皆様方に納めることのできる範囲に応じた、区教育委員会の費用を安心して納めていただくため、全琉納税義務者の保護育成がとられたものであります。と

決だと思ふ、そこでできれば、ゲライダーとか、ローラーを購入して、これら基本施設の維持管理に努力していただきたい。

申しますのは、予算課税であった教育税は法に定められた税率がなく、教育予算から割出し税率が決定され、教育委員会予算が膨張すると予算需要額は皆さんに納税していただ

※市町村税法改正税率

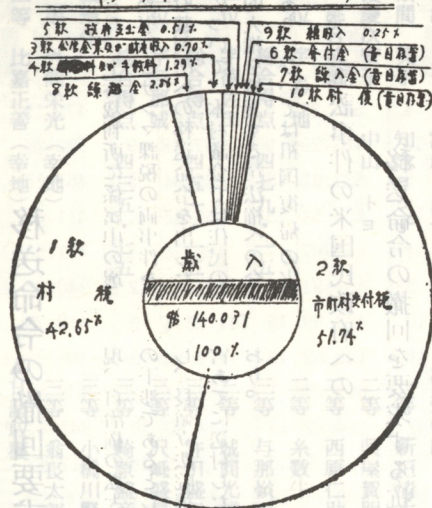
1. 村 民 税	現 行 税 率	改 正 税 率
個 人 均 等 割	0.25セント	0.45セント
個 人 所 得 割	0.5%	0.9%
法 人 均 等 割	2.50セント	4.50セント
法 人 所 得 割	10%	18%
2. 固 定 資 産 税	0.6%	0.9%
3. 事 業 税		
個人第一種、所得額 850ドル以上	4 %	6 %
個人第一種、所得額 850ドル以上	6 %	8 %
個人第二種	2 %	3 %
個人第三種 所得額 850ドル以下	3 %	4 %
個人第三種 所得額 850ドル以上	4 %	6 %
法 人 均 等 割	2.50セント	4.50セント
法 人 所 得 割	10%	18%
4. 不 動 産 取 得 税	1 %	1.5%

かなければならなかったものであります。教育税の廃止により教育委員会予算に対する村民の負担分担は限度づけられたものであります。

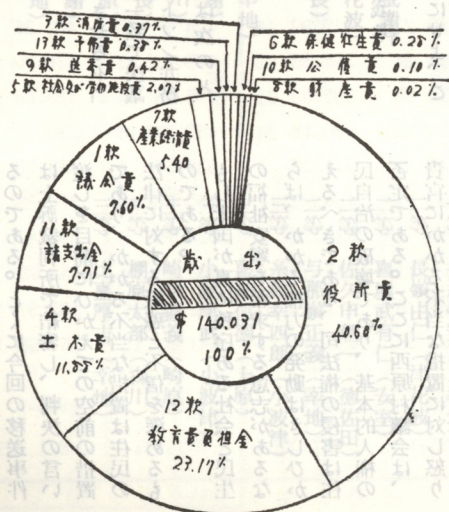
それで毎年教育予算は膨張するのに対し、村民負担を限定した場合、その不足額はどのように補うかと申しますとこれは財政不足額として、政府からの市町村交付税で充たされることになっています、そのため市町村交付税も次のように改正されました。

(5)

1967年度歳入款別グラフ



1967年度歳出款別グラフ



才 入

款 別	本年度予算額	前年度予算額	比 較		総予算に対する 百 分 比
			増	減	
1. 村 税	59,722	30,507	29,215		42.65
2. 市 町 村 交 付 税	72,455	53,600	18,855		51.74
3. 公営企業及び財産収入	974	907	67		0.70
4. 使用料及び手数料	1,811	1,870		59	1.29
5. 政 府 支 出 金	709	864		155	0.51
6. 寄 付 金	1	1			0.25
7. 繰 入 金	1	1			0.25
8. 繰 越 金	4,000	2,650	1,350		2.86
9. 雑 収 入	357	357			0.25
10. 村 債	1	1			0.02
計	140,031	90,757	49,274		100

才 出

款 別	本年度予算額	前年度予算額	比 較		総予算に対する 百 分 比
			増	減	
1. 議 会 費	10,642	9,262	1,380		7.60
2. 役 所 費	56,858	38,080	18,778		40.60
3. 消 防 費	514	1,136		622	0.37
4. 土 木 費	16,639	12,515	4,124		11.88
5. 社会及び労働施設費	2,894	2,947		53	2.07
6. 保 健 衛 生 費	392	608		216	0.28
7. 産 業 経 済 費	7,559	7,953		394	5.40
8. 財 産 費 費	31	2,402		2,371	0.02
9. 選 挙 費 費	593	1,062		469	0.42
10. 公 債 費 費	137	3	134		0.10
11. 諸 支 出 金	10,802	13,358		2,556	7.71
12. 教 育 費 負 担 金	32,442		32,442		23.17
13. 予 備 費	528	1,431		903	0.38
計	140,031	90,757	49,274		100

一九六七年度西原村才入才出予算書

▲訴訟事件の米国民政府へ

移送命令の撤回要求

六月六日、上訴裁判所に係属中の選舉訴訟事件とサンマ課税の両事件を米政府裁判所への移送命令を出したことに付いて、本村議会で住民の基本的人權を擁護する司法権への介入であり、ひいては祖国復帰の実

現、自治権の拡大を後退させる不当の干渉であるとして全会一致で決議し、長嶺立法院議長、ワトソン弁務官あてに送付した決議文は次のとおり。

基調とし自由平等の原則に立つ米国の政治理念を自ら否定することになるのである。とくに今回の移送事件は上訴裁判所で結審し、判決の言い渡しを目前にひかえての空前の措置であり、かかる不当な措置は住民の法律に対する疑惑と不信を深めるものである。

訴訟事件の米国民政府への 移送命令の撤回を要求する抗議決議書

貴官は移送理由として、米国の安全、利害に影響を及ぼす重大事件であるとの公式見解を発表しているが、しかしこの二つの事件は何等米国の安全利害に影響を与える内容のものではなく、あくまで住民相互に係る対内的問題だと考える、たとい今回の措置が大統領行政命令第十節

もし米国が真に秩序ある社会と民生の福祉安寧を希求する意志があるならば、かかる権力の発動はさしひかえるべきである、司法権の侵害は住民自治の破壊であり、基本的人權の否定である。ここに西原村議会は、貴官にかかる不当な措置に対し怒りをこめて悲議し、移送命令を速やかに撤回するよう要請する。

の規定に基づくものであるにせよ、この規定の発動にあたっては同行政命令第十二節に規定してある住民の基本的自由を保障する深い配慮のもととに行使すべきであり、あえて住民の基本的人權を守る司法権の独立を侵してまで意慾的解釈によりこの人規定を行使用することは、民主主義を

一九六六年六月二十一日
西原村議会議長 親泊輝武
琉球例島高等弁務官
アルバート・ワトソン中将閣下

西原村議会議員選挙区別別当選者別得票数									
選挙区	当選者	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数	得票数
第一選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第二選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第三選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第四選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第五選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第六選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第七選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第八選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第九選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828
第十選挙区	西原 正	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828	10,645	26,828

一九六六年度の産業共進会

優勝旗再び字幸地に

一九六六年度(第十二回)西原村産業共進会褒賞授与式は、去六月三日午後二時から西原劇場において催された。

当日は開会のあと、行政功労者二名、教育功労者八者の方々にそれぞれ表彰状と記念品が贈られた。

ひきつづき、審査報告のあと、褒賞授与にうつり、表彰は、団体共進会および個人競作会、など表彰され、副賞として西原村農業協同組合外、三団体より授与された。

総合成績第一位四七九、一五点で最高位を示した、字幸地に優勝旗は授与された。

なお、褒賞授与式は三時半に終り、ひきつづき、沖繩テレビ専属の高安勝男、照屋林助一行五名により二時間あまり、民謡劇などでにぎわった

行政功労者表彰

大城純勝(前村長)

呉屋嘉真(前役所職員)

教育功労者表彰

仲舛 高永 与那嶺安弘

伊波 貞子 富川 昌子

城間 英子 知念ヨシ子

渡慶次安子 中山 トヨ

一、総合成績

一位 字幸地

総合得点 四七九・一五

二位 字徳田

総合得点 四五一・一五

三位 字与那城

総合得点 四三五・七五

繁殖牛

一等 外間栄光(幸地)

二等 比嘉正善(幸地)

三等 翁長盛助(幸地)

肥育牛

一等 与那嶺正昌(幸地)

二等 稲福恭仁(上原)

二等 外間 博(幸地)

三等 外間栄光(幸地)

三等 喜納信光(上原)

三等 泉川寛仁(上原)

三等 城間仁応(翁長)

肥育候補

一等 与那嶺次郎(幸地)

二等 佐久田朝一(徳佐田)

二等 与那嶺太郎(幸地)

三等 仲宗根仁王(幸地)

三等 与那嶺次郎(幸地)

三等 許田清一(徳佐田)

三等 外間栄光(幸地)

乳牛

一等 金城哲男(安室)

二等 翁長安雄(幸地)

三等 与那嶺善一(幸地)

三等 沢嶋徹(幸地)

乳牛候補

一等 与那嶺正一(幸地)

二等 沢嶋加真(幸地)

三等 化嘉厚吉(幸地)

繁殖牝豚

一等 新垣清太郎(我謝)

二等 呉屋賀明(津花波)

二等 西原仁助(翁長)

二等 糸数牛(翁長)

三等 与那嶺太郎(幸地)

三等 城間光雄(我謝)

三等 許田盛信(森川)

三等 沢嶋盛辰(翁長)

三等 崎原盛彦(崎原)

三等 小橋川賢(我謝)

三等 翁長太郎(幸地)

三等 稻福政徳(翁長)

二等 崎原盛孝(上原)



甘藷多収穫

二等 金城哲男(安室)

三等 仲宗根太郎(翁長)

三等 城間盛次(棚原)

三等 城間英吉(棚原)

一等 与那嶺安正(幸地)

二等 長嶺由仁(津花波)

二等 喜屋武有仁(安室)

二等 佐久申朝一(徳佐田)

二等 与那嶺正義(幸地)

三等 糸数幸四郎(小波津)

三等 喜納信徳(上原)

三等 小波津武(小波津)

三等 崎原盛義(崎原)

三等 棚原太郎(森川)

三等 比嘉厚吉(幸地)

第一表 西原村産業共進会優勝旗設定以降総合成績比較表

年度別 字別	1963年度		1964年度		1965年度		1966年度	
	第 9 回 総合点	順位	第 10 回 総合点	順位	第 11 回 総合点	順位	第 12 回 総合点	順位
幸 地	519.09	4	526.22	5	597.56	1	479.15	1
棚 原	452.60	12	481.29	9	467.18	9	392.85	9
徳 佐	514.30	5	532.38	3	525.54	5	451.15	2
森 川	414.90	15	451.54	13	450.35	11	411.61	5
千 原	447.60	14	482.07	7	486.26	8	361.58	14
上 原	524.75	3	454.91	12	449.46	12	340.23	18
翁 長	454.40	10	439.59	15	544.26.5	3	410.73	6
呉 屋	387.50	18	438.62	16	471.12	13	386.29	11
津 波	589.20	1	607.79	1	567.33	2	429.81	4
小 橋	468.20	7	450.82	14	434.80	16	343.31	17
内 間	383.60	19	394.03	20	402.53.5	24	317.62	22
掛 保	375.20	20	408.15	19	423.42	21	305.59	23
嘉 手	485.00	9	485.77	6	511.66	7	389.93	10
小 那	407.30	17	383.10	23	427.72	19	304.87	24
崎 原	374.30	21	419.92	18	424.15	20	402.26	7
仲 伊	343.50	24	384.85	22	409.01	22	328.70	20
伊保之浜	356.30	23	385.69	21	405.63	23	326.08	21
兼 久	369.80	22	380.49	24	430.27	18	330.51	19
与 那	476.00	6	541.20	2	537.50	4	435.75	3
我 謝	453.60	11	456.96	11	450.68	10	374.89	13
安 室	528.30	2	530.73	3	524.76	6	396.81	8
桃 原	447.70	13	481.52	8	463.02	14	351.75	16
池 田	463.80	8	471.99	10	432.82	17	385.57	12
小 波	420.00	16	435.57	17	441.81	15	357.98	15
実 施	1963年		1964年		1965年		1966年	
年 月 日	5月25日		5月30日		6月30日		6月 3日	

煤煙被害防止対策の経過

一、まえがき

沖繩においては、数年前より甘蔗作ブームに乗り、政府の糖業振興計画によれば、一九六三〜六四年度（第一年次）の生産計画からみると、全琉蔗作面積二一、〇二一ヘクタール、単収五・〇一トン、蔗茎量一、〇七四、三四七トン、最終計画一九六七〜六八年度（第五年次）には、二二、〇〇〇ヘクタール、単収九、七五トンで、蔗茎量二、一四五、五〇〇トンの生産計画が樹てられている。

こうして年々、七〇〇ヘクタールの面積の増と、単収八、〇四トンの計画がなされ、各市町村においては山林、原野の開墾と、田地より甘蔗畑

への転換がこの数年間に目立ってききました。

この甘蔗作ブームに乗って農家の生産意欲も高まり、それと同時に工場増設の改良も急務になり、とくに本村の場合は、全琉で例のない一ヶ村に二ヶ所の製糖工場の施設があり、村財政上の見地からは大きなプラスになるが、また村民の立場からすると、両工場より吐き出される煤煙被害で不利の立場におかれ、大きなマイナスである。

二、これまでのいきさつ

こうして本村内に、両工場の設立以降数年間、毎年製糖期間中、煙突か

ら吐き出される煤煙やススは、人体、農作物など村民に及ぼす保健衛生の被害は甚大であった。

また村議会においても今年一月中旬より、煤煙防止対策特別委員会を設置して、再三工場側に改善方を要請したにもかかわらず、工場側としては、何等改善の努力もなされなかったのである。

三、煤煙防止対策特別委員

会の設置

村議会では、一九六六年第二回西原村議定会例会に煤煙防止対策特別委員会の審査結果の報告がなされた。同委員会の新川郁夫委員長一行は早速、南部の第一製糖、琉球製糖、北部製糖、最後に地元の中部製糖の状況をつぶさに調査し、各工場の煤煙被害の模様をつぎのように報告書を

まとめた。

A 第一製糖の場合

昨年バカスボイラーを二基に増設して無理たきさないようになったので、煤煙の飛散量は従来の約半分に減っているとの工場側の言い分である。工場周辺の住家の被害については、地理的条件が、やや琉球製糖に似ていて、煤煙の飛散する地域はそれほど山岳地帯や海になっていないので、時々風向きが変る場合に多少の被害を受けている。

B 琉球製糖の場合

ボイラーは重油ボイラーとバカボイラーの両方を設置してバカスを燃す場合は無理しないように、常に重油ボイラーで調整している。

またバカスは、その大部分はバカス工場へ出しているのでバカスを燃す分量は少ない、従って煤煙の出る量は比較的少ないので、工場周辺の住家の被害は至って少ない、特にこの地域の部落は地理的条件に恵まれて、煤煙はそのほとんどが山岳地帯に落ち、時折風向きが変る場合、飛来する程度である。

C 北部製糖の場合

ボイラーはバカスボイラー三基設置して、それから出る煤煙の分量はひどく、しかも部落が工場に隣接している、その被害は決して少なくない。被害を取っている部落には見舞金を支払っているがその支払方法については、あらかじめ工場自体で調査して、特に被害の大きい地域を指定して、その地域を四段階に分け、そのうち一番被害の大きい地域に対してのみ見舞金を支給している。

この見舞金を受けているの玉城部落で戸数一一六戸、そのうち見舞金を受けているのは三三戸である。

一九六三年ごろから工場は特に被害のひどい地域に対して窓ガラスとか、洗濯物干場を設置してやったり

更に製糖期間中は毎年一人当り月四ドル程度の見舞金を支給している。

D 中部製糖の場合

昨年浄水を使って煤煙の防止実験をし、一応成功したものこの種の装置は相当量の浄水を要するので、それを充するに足る水源がない、従ってこの方法による煤煙防止は不可能といわれ、また理論の上では浄水にかえて海水を利用することもできないが、しかし海水を使うと煙道の耐火レンガに塩分が附着して耐火レンガが崩れるおそれがある、そこで現在できる防止策といえばボイラーを増設して無理たきしないように努める以外はない。

それで、第一工場は従来の三五トンボイラーを五九トンに、第二工場が一五トンを二三トンにそれぞれ増設して、防止策を講じているとのことである。

現在までの被害状況

被害状況については、本村の場合、地理的条件が他の工場周辺に比して不利な立場にあり、高台は別として平地は弓状の山なみに囲まれた盆地の形になっているので、気流は一種の渦旋状態を呈する、従って煤煙はその気流にのって放射状に飛散するので被害は広範囲にわたる、被害の内容も園芸、身体、井戸、天水などに及んでいる。

▲各工場のボイラーの設置及び能力状況

会社名	ボイラーの種類		ボイラー基数	消費量	ボイラーの総能力に対する稼働率
	重油	バカス			
琉球製糖	一	二	三	六〇	一〇〇
第一製糖	一	二	二	四二	四〇〇
北部製糖	一	三	三	五四	六〇〇
中部製糖 第一	一	四	四	五九	四〇六
中部製糖 第二	一	二	三	二六	一九〇
					九四

四、煤煙被害防止対策協議会の設置

日本においては十二月から二月まで三ヶ月間白い雪が降り、本村においては十二月から四月まで四ヶ月余りも黒い雪に悩まされている。

こうして村当局といたしましては、二月二十一日の区長会において各種団体を網羅して、煤煙被害防止対策協議会を組織し、三月一日午後四時から村議会室において第一回協議会を開催し今後の対策について万全を期することを協議した。

つづいて、第二回対策協議会は、三月二十八日午後二時から村議会室において、村当局、議会、区長会協会、婦人会、青年会などが集り、抗議文による内容を検討し、四月四日午後四時から、同代表十六名は中部製糖をたずね、抗議文を手渡すとともに損害賠償について会社側と二時間にわたって話しあった。

その結果、会社側はなんらかの形で被害者に対し補償したいと答えた。四日の会社側の話し合いでは、新川崔吉会長（西原村長）ら十六名、会社側は瀬長浩社長、安谷専務、村田経理、大浜工務所部長らが出席した、抗議文の内容は次のとおり。

抗議文

製糖工場創立以来、おびたしく排出される煤煙に地域住民は人体、農作物、その他煤煙被害に伴う無駄な時間的消費等に多大なる不利益を蒙

つておるにも拘らず、貴社の平然とした誠意のない態度に憤怒している。

地域住民は貴社に煤煙防止対策を再三に亘り要請し、その実現を期待し今日まで絶え忍んできたが、最早これ以上の我慢は許されない。

工場は地域住民の生活福祉の向上をもたらすものであって、逆に住民の生活権を侵害し、人体まで脅かすものであったら地域住民の敵と断定せざるを得ない。

これまでの貴社の説明によれば、現時点ではこれ以上の煤煙防止策は望まれないとのことだが、現実これが困難なら私法の精神に基いて賠償を講ずることが貴社の義務と考えらる。

よって、本村煤煙被害防止対策協議会は貴社の態度に抗議し、次に掲げる項目等により賠償を要請する。

1、煤煙が目の中に入り、または呼吸呼吸器管を通じ人体におよぼす影響が甚大であること。

2、煤煙が家屋内まで入りこみ一日中戸を締め、衛生上極めて不健康であること。

3、井戸や、貯水タンクの中に入り水の使用価値の減少をきたす。

4、白物の洗濯物は煤煙で黒くしみるので高い料金を支払って洗濯屋に出しているので経済的に大きな負担を負わされている。

5、学校における給食の際、ミルクの中に煤煙が浸透し児童生徒の健康を害している。

6、野菜類に煤煙が付着しているので、商品価値が低落し収入は減少する。

7、本村においては、切花用の花卉栽培ができない。従って農業の多角化を必要とする現状の沖繩において本村はその道が狭められ、極めて不利の立場におか

れている。

8、その他養魚、養殖、牛乳の搾乳等あらゆる面に不利益をおよぼしている。

一九六六年四月四日

西 原 村 長 新川 崔吉

西原村議会議長 親泊 輝武

区長会協会长 山内 盛一

西原村婦人会長 与那嶺和子

西原村青年団協議会長 泉川 寛永

中部製糖株式会社

社長 瀬長 浩 殿

本村の農業経営状況

一九六五年度の産業経済要覧の農業従事形態比較分類表からみると、総世帯数一、八二一世帯のうち、一、三三四戸が農家世帯で七五%を示し、農家人口七、七三二人に対し、非農家世帯四四七戸で人口一、八四七人で二五%を示し、この世帯殆んどが第二・第三次産業に従事しているが、軍作業、民作業、公務員などあわせて、一、二九二人でその年額所得額は村民総所得額の五二・一%を示している。

さらに農業従事世帯を専業、兼業別に分類すると、専業農家（その世帯が年間通じて農業収入の多いもの）が七五八戸で五五%を示し、兼業農

家（その世帯が年間通じて農業以外の収入の多いもの）が六六戸で四五%を示しており、従って非農家世帯と兼業農家は、一、〇六三戸で一、二九二人は、第二次第三次産業に従事していることになる。

第一表 農業経営に対する圃場数の比例

総農家戸数	経営面積	圃場筆数	最高圃場数	最低圃場数	平均	一戸当たり耕作面積
一、三三四六〇	五二六、六四	八九四筆	八ヶ所	一ヶ所	三ヶ所	四四、五

つきに農業経営上、まとまった耕地を経営するのが合理的であるが、前にものべたように経営圃場筆数、最高八ヶ所、最低一ヶ所、平均三ヶ所の割合の経営方法でやっている。

今後は耕地交換分合の改善策が急務である。すなわち、一、三三四戸の農家のうち、七九三戸が自作農家で五五%を示し、三二二戸が自小作農家で二四%を示し、二六〇戸が小

こうして新川会長（西原村長）はきついことばの抗議文を読み上げ瀬長社長に手渡した。

これに対し、瀬長社長は「会社はいろいろ改善策を講じてきたがまだ沢山の煤煙が出てみなさんにめいわくをかけ申しわけないと思っている。こんど北部製糖が工場新設で新しい方式の煤煙防止設備をすることになっているので、こちらもその完成を待つて改善にのり出したい」と答えた。

作農家で二二%を示しています。

第二表 自作、自小作、小作別農家の経営規模

農家戸数	自作農家		自小作農家		小作農家		経営規模	
	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	自作	小作
一、三七四	七九二	五五%	三三二	二四%	二六〇	二二%	アール	アール
一、三七四	七九二	五五%	三三二	二四%	二六〇	二二%	四七、六七四、六一二、八四一、七	

ここで第一次産業たる農業所得の減退の要因の大きなものは零細規模農業経営と過剰農業労働人口の問題もある。

第一次、第二次、第三次産業従事者

第三表 各所得の年額比較

所得額一人当り	最	高	最	低	平	均
農家一戸当り	七二二、二七弗	二八一、七〇弗	四二七、三六弗			
軍作業一人当り	六三八、四六弗	三二〇、六三弗	六六五、三二弗			
民作業一人当り	六二三、三五弗	三一四、〇〇弗	四四九、五九弗			
公務員一人当り	九二一、八三弗	四二一、〇〇弗	六三八、三五弗			

こうして農業所得は労を多くして、第三表で示したとおりであるが、他の産業従事の所得に比べて低く、最近耕地面積の少ない農家において

は、第二、第三次産業へと共稼ぎも目だってきている。
この産業就労者別は第四表で示すとおりである。

第四表 第一、第二、第三次産業就労者別状況

産業別	男	女	計	備考
農業	二、二五八	七四〇	九、九五八	専、兼業農家人員を含む
軍作業	二一八	三七七	二、五五八	
民作業	六六八	二五四	九、二二八	
公務員	一〇五	四〇	一、四五八	
合計	二、二〇六	一、〇七一	三、二七七	

一九六五年村民所得の現況

一、総評

昔からごく最近まで農は国の基……と教えこまれてきた先輩の教訓である、戦前沖縄は農畜経営によって農

家所得を上げており、それでも生活水準は他府県なみの平均下廻る生活をしていた。
ところが、戦後は年々々々、社会生

活の水準も向上して、第二、第三次産業発展に伴い農業所得が他産業に比べて著しく低く、農は国の基という言葉は縁遠くなっている、言い換えれば、商工が国の基となっている現状である。

戦後日本々々土においては、農業の発展は目覚しく、十年前より農業経営に対する、土地改良事業、農業機械化の普及、協業化経営などは、国、都道府県の指導援助により、よりよい農家所得の実績を上げており、したがって日本々々土においては三年前より貿易自由化に備えて対外輸出計画が立てられていて、現在沖縄に輸入されている。農畜産物をはじめ、総機械具、電化製品に至るまで殆どが日本より輸入品である。

一九六四年の琉球税関の資料によると、日本々々土よりの農畜産物の総輸入高二億七千万七千九百九十九ドルのうち、特にそ菜（生鮮）類が一億二千九百九十九千七百〇、六四%を示している、そ菜類は沖縄の農家でも生産可能なものがたくさんある、特に目立つものは、白菜、たまねぎ、馬鈴薯、根茎類、食用澱粉などがある。

このほか、沖縄は日用雑貨、電気製品、諸機械類など毎年多量の輸入により海外ヘドルが流出しています。

こうして政府においては昨年十月で十二回目、十月から一ヶ月間島産品愛用運動週間を実施しているが、この週間において島産品を愛用して、輸入を少なくし、沖縄経済の健全化することが目的とされていますが、村民生活も限られた所得と予算で生活維持はできませんので、今後の日常生活において、足もとの経済状況を考えてみたいものであります。

一九六五年の村民所得を推計するにあたり、本村の総世帯数一、八二二戸に対し、一、三七四戸が農家でそのほか、四四七戸が非農家で可働能力世帯はほとんどが、第三次産業に

従事していて、総世帯数の七五%が農家戸数であるが、さらに一三五四戸の農家戸数を専業、兼業と分類した場合、専業農家が七五八戸で五五%を示し、兼業農家が六一六戸で四五%を示している。

ここで分類した、専業、兼業農家の区分は、各戸農業経営基本調査によつてきめた、専業農家とは全家族収入のうち農業収入（畜産を含む）の多い農家、兼業農家とは同じく農業もやりながら第二、第三次産業に従事し、農業収入以外の収入の多い農家を定義づけています。

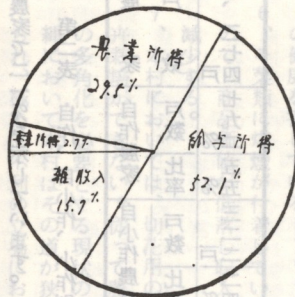
一九六五年における村民総所得額は、一九八、四二五ドルで、給与所得が六七六、三五九ドルで五二、一%を示し、農業所得が三八三、九七九、九二ドルで二九、五%、続いて雑収入二〇三、二二五、二七ドルで一五、七%、事業所得が三四、八八八、二九ドルで二、七%でその比率は第一表に示すとおり、第一図が村民所得の分布なお、この表は、海外送金、奨学金、恩給、扶助料、諸銀行よりの利子は含まない。

第一表、一九六五年における村民総

所得の比率

所得別	所得額	比率
農業所得	383,979.92	29.5%
事業所得	34,888.29	2.7%
給与所得	676,359.00	52.1%
雑収入	203,225.27	15.7%
計	1,298,425.48	100

第一図 村民所得の分布



二、農業所得

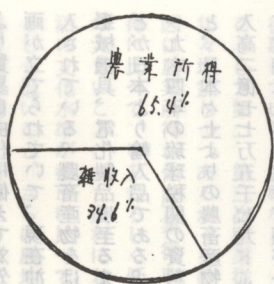
本村のように軍用地もない純農村においては、この農業所得だけで生活は維持出来たものの、戦後二十一年の現在、文化の発達と第二、第三次産業の発展に伴い、農業所得だけでは、生活維持出来ないのが現代の実状であります。

農業所得は総評にものべたとおり、一九六五年の農業所得は三八三、九七九、九二ドルで総所得額の二九、五%を示しており、これからみても農業所得の減退は戦後の生活水準の向上と、第二、第三次産業の発展に伴い、機械化の発達したこと、また第一次産業たる農業においては耕地

第一表 農業経営規模別農家戸数

経営規模 農家 戸数総	経営規模									
	五アール以下	五アール以上一〇アール以下	一〇アール以上一五アール以下	一五アール以上二〇アール以下	二〇アール以上二五アール以下	二五アール以上三〇アール以下	三〇アール以上三五アール以下	三五アール以上四〇アール以下	四〇アール以上四五アール以下	四五アール以上
一、三七四戸	未	一〇	三〇	一〇	五〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一九	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満
八九	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満
六〇九	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満
二六四	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満
二二九	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満
五八	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満
六	満	満	満	満	満	満	満	満	満	満

第一図 農業所得の分布



三、各給与所得

一九六五年における給与所得は六七六、七四二ドルで村民総所得の五二、一%を示しており、家計生活を維持するため、固定給与は最も望ましいことであるが、技術を要する軍民作業と、学識教養を必要とする公務員の給与所得からみると、戦後二十一年第二、第三次産業の発展に伴い、この給与体形からみた場合、一九六五年における本村の給与所得者は、一二九二人のうち、民作業給与がトップで年額所得四一四、五二二

農道の新設したのみ、耕種農業の経営のあり方については、戦前と大差はなく、耕地経営の分散化が甚しい上、若い世代の者が第二、第三次産業へと流出している傾向が農業所得の減退が理由づけられます。このため本村の現在の農業経営状況は総農家戸数一、三七四戸のうち、七五八が専業農家として五五%を示し、六一六戸が兼業農家として四五%を示し、耕地経営規模状況農家戸数からみると一〇アール以上三〇アール未満が六〇九戸で標準を示し、農家一戸平均耕作は四四、五アールで、経営規模別農家戸数は第一に示すとおりである。

所得別	所得額	比率
農業所得	383,979.92	65.4%
雑収入	203,225.27	34.6%
計	587,205.19	100

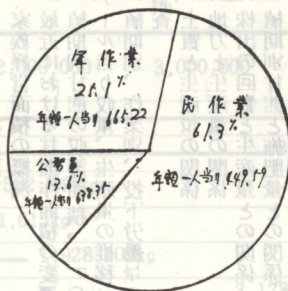
第二表 一九六五年農業所得の比率

雑収入は二〇三、二二五、二七ドルとなっている、この所得は農業所得と併行して蔬菜作一、六三〇アールの経営と畜牛一五四頭、馬九頭、豚一、一二一頭、鶏三〇、二五六羽、その他第一次産業従事の日雇労働者の所得として農業総所得の二四、六%を示し従って農業所得一戸平均所得は四二七、三六弗で、農業所得と併行する雑収入は第二表のとおりであるが農業所得の分布は第一図に示すとおりである。

一九六五年における給与所得は六七六、七四二ドルで村民総所得の五二、一%を示しており、家計生活を維持するため、固定給与は最も望ましいことであるが、技術を要する軍民作業と、学識教養を必要とする公務員の給与所得からみると、戦後二十一年第二、第三次産業の発展に伴い、この給与体形からみた場合、一九六五年における本村の給与所得者は、一二九二人のうち、民作業給与がトップで年額所得四一四、五二二

四、その他の所得について昭和二十七年に公布になった、日本政府の遺家族援護法及び恩給年金の支給も、沖縄においては同二十八年より請求および支給の事務開始になり、今年と十三年目になりますが、その事務取扱にも複雑多岐に亘り、年々法の改正に依り増額され、村係職員も毎日懸命に遺族のみなさまのために努力していますが、この恩給

第一図 各給与別の分布



第一表 1965年各給与所得の比較

所得別	所得額	比率	人員
軍作業	169,659.00	25.1	225
民作業	414,522.00	61.3	922
公務員	92,561.00	13.6	145
計	676,742.00	100	1,292

第一図が各給与分布の比例を示している。

ドルで九二二人の従事人員で六一・三%を示し、続いて軍作業給与で年額所得一六九、六五九ドルで二二・五%の従業人員で二五、一%を示し、次に公務員で年額所得九二、五六一ドルで一四五人の従業人員で一三・六%を示している。

しかし、各給与所得の年額一人当り平均は軍作業が六六五、二二ドル公務員が六三八、三五ドル、民作業が四四九、五九ドルの順となっており、各給与所得の比較は第一表のとおり

年金の支給状況からみますと、一九六五年における村民総所得額一、二九八、四二五、四八ドルに対し、一九六四年一月から十二月末日まで一ヶ年分の恩給年金の総支給額は一、三五七、九三五、一二ドルで村民総所得額より、五九、五〇九、六四ドル

第一表 恩給年金に対する村民総所得の比較

日本政府による		村民勤労による	
恩給年金 64.1. 46.12. } 支給額		1965年の村民総所得	
種類	支給額	種類	所得額
引揚国庫債券	19,455.82	農業所得	383,979.92
年金恩給	685,155.25	事業所得	34,888.29
遺族国庫債券	374,257.57	給与所得	676,359.00
葬祭料	14,370.78	雑収入	203,225.27
未支給々々金	394.11		
援護年金	227,028.69		
特別給付金	7,277.73		
見舞金	29,995.17		
合計	1,357,935.12	合計	1,298,425.48
比較差			\$ 59,509.64 (日政)

今後の甘蔗作合理化と問題点について

一、株出甘蔗作を中心とした農業経営の実態調査

沖縄の農業たる基幹産業は甘蔗作以外はないと、また農家所得の財源うるおすものは戦前、戦後を通じて変動はない、しかしながら第二、三次産業の発展により、第一次産業たる農業人口も第二、三次産業人口へと年々流出する傾向にある。

しかし、現在全琉的に普及しているNCO、三二〇号は、生態的特徴としては再発芽が旺盛であるため、

を上廻っている計算になります。以上のように、日本政府より遺族の方々に支給されている、恩給、年金は、どれほどの財政および経済をうおしているかは、第一表で示す、その比較表でわかります。

現在の株出は四次の株出の場合でも一〇トン近くの収量を上げている農家も多いようで、琉球農林協会においては、昨年九月下旬より、糖業合理化促進に関する事業として、株出キビ作を中心とした農業経営の実態調査を行った。

この調査にあたって本村から精励農家、三世帯が指定農家として推薦され、本村調査官は同協会より委嘱された。琉球大学教授池原真一先生が担当で、この調項目の主眼点は二項目において実施された。

1、株出の単位当り収量向上を最高度に發揮出来る諸条件の調査研究。

2、省力栽培によって生じた余力の最も経済的な活用法の発見。

以上、二項を着眼として調査はすめられ細部調査については次の通り具体的に調査の指定数および全琉でつぎの市町村が指定された。

北部地区（伊江村三戸、今帰仁村三戸）

中部地区（具志川村三戸、西原村三戸）

南部地区（糸満町三戸、南風原村三戸）

1、家族経営面積の概況

2、最近における甘蔗作面積の変遷

3、植期別甘蔗の収護面積、一〇

アール当り収量、生産量の推移、

4、植期別、作業別、投下労働量の調査

5、土質と生産量の関係

6、地力と生産量の関係

7、株出の回数と生産量との関係

8、植期別甘蔗と施肥量との関係

9、株出の増加による余剰労力の利用状況

イ、余剰労力の甘蔗栽培集約化への利用

ロ、他作物の集約への利用

ハ、他の職業への利用

ニ、畜産への利用

ホ、余剰労力をそのまま休養とする。

ヘ、株出面積の増加

六五〇六六年期

甘蔗生産高まとまる

前期より約一三、五二五トンの減収

中部製糖工場においては、昨年十二月月上旬から操業開始された六五〇六六年期の製糖は去る四月二十六日に終了し、村農協では、このほど本村の今年生産実績をまとめた。それによると、総生産高五一、六五一、七七〇キロで、前期より約一四、〇九〇、〇〇〇キロの減となつてい

る。生産高の高いのを部落別にみると、幸地がトップで六、〇一六九三〇キロで、ついで小波津五、三九九、四三九キロ、我謝が五、〇二二、八〇

ト、以上の各項が所得に及ぼす影響

二、蔗作合理化推進策を進言

こうして、琉球農林協会では、このほど前各項目の調査日程が終り、四月二十六日午後二時より同事務局において、蔗作合理化対策委員会を開き、昨年九月以降の株出しと増産の問題、株出しと農家経済の問題について話し合ったものの、その調査結果が各調査員より、経過報告があった後、政府に対して「甘蔗作合理化の強力な行政指導」農家に対しては「集団栽培の実践団体の設置」を要望することを決めた。

三、総合的調査報告

現在全琉的に普及しているNCO三一〇号は生態特徴として再発芽が旺盛であるため、最近甘蔗の株出が目立って増加し四次や五次の株出においても一〇トン近くの収量をあげている農家も多いようである株出し甘蔗は働勞生産性の面からは奨励すべきことである。

回数の増加は地力の低下を招き、土地生産性の低下のおそれがある。したがって今後政府が蔗業生産費の増加あるいは毎年一定量の生産費を確保するという事を考えるならば株出回数と単位数量の関係を理解させ地力に応じた株出し回数を自主的に規制させるという指導が導ましい。

四、政府への要望

総合的に、沖縄の糖業振興のためにもっと政府への要望である概要はつぎのとおり。

諸外国の安い価格の輸入糖と自由市場で対処するには、生産コストの低減の双方の面から努力しなければならぬが、甘蔗の生産コスト低減の立場からいうと、生産コストが新植栽培よりも安くつく株出栽培の方が有利であるが、甘蔗作合理化の手段として、適当の株出回数の指導と株出の単位収量の増加をはかるよう強力な行政指導をしてもらいたい。

甘蔗作合理化の一環として、今後大型のケインハーベスター（キビ収穫機）の導入が予想されるので、政府は次のような研究、あるいは指導してもらいたい。

- 1、ケインハーベスターは適した導入育成
- 2、ケインハーベスターの規格にあつた、あぜ幅、株間の幅の指導
- 3、甘蔗合理化の一環として早急にケインハーベスターの導入開発研究に必要な予算措置を講じてもらいたい。
- 4、ケインハーベスターも活動できる圃場栽培の指導奨励。

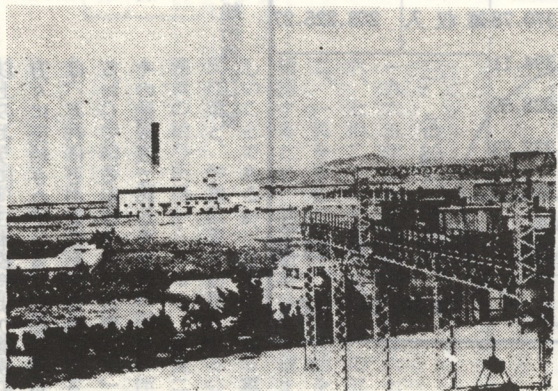
五、農家への要望

株出しの単位収量を増大し、株出回数を増加しないためには、新植への更新のときの土づくりがもっとも大切なことと思われるので、深耕、客土、基肥の大量投入を実践するようにしてほしい。（琉球農林協会資料）

〇キロで三位となっている、一番少ないのは掛保久で四三八、九三〇キロで、これを前期と今期を部落別に比較表から見ると、各々減収高がわかります。

減収理由については、生育期に干ばつがあること気象条件が悪かったのと、前期の製糖期間が長びいたため株出がおくれ、生育期間が短かったことなどがあげられます。

また今期は価格問題でブリックスのスライド制が廃止され、一本価格などで生産農家にとっては、例のない手痛い製糖期であつた。



製糖期を終了し、来期を待つ中部製糖第二工場

(15)

第一表

1965～66年産糖実績及び前期との比較

(単位キログラム)

蔗茎量 部落別	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000	前 期 64～65年産	比較増減
幸 地						6,016,930kg		6,015,205	1,725●
棚 原			3,637,445kg					4,644,560	1,007,115△
徳 佐 田		1,582,945kg						2,033,325	450,380△
森 川		1,191,615kg						1,962,635	711,020△
千 原		1,928,105kg						2,493,295	565,190△
上 原			3,178,505kg					4,221,865	1,043,360△
翁 長			3,969,625kg					4,295,490	325,865△
呉 屋		1,632,310kg						1,818,295	185,985△
津 花 波		1,515,480kg						2,156,160	640,680△
小 橋 川		1,555,475kg						2,090,235	534,760△
内 間		1,234,940kg						1,558,665	323,725△
掛 保 久	438,930kg							671,200	232,270△
嘉 手 苅	782,320kg							920,025	137,705△
小 那 覇			3,532,455kg					4,967,615	1,435,160△
崎 原	963,150kg							1,312,960	349,810△
仲 伊 保	1,242,310kg							1,735,935	493,625△
伊 保 之 浜	1,533,880kg							1,975,350	441,470△
兼 久	1,196,605kg							1,903,200	707,595△
与 那 城	608,015kg							739,355	131,340△
我 謝					5,022,800kg			6,564,760	1,541,960△
安 室	1,050,475kg							1,307,390	256,915△
桃 原	833,910kg							1,014,800	180,890△
池 田	1,553,040kg							1,875,643	322,605△
小 波 津					5,399,935kg			6,833,895	1,433,960△
そ の 他	50,555kg							62,080	11,525△
計						今期の総生産実績=51,651,770		65,741,770	14,090,000△
	1,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000	6,000,000	7,000,000		

第二表

年度別産糖実績の推移

(単位:1,000,000)

区 分		1,000,0002,000,0003,000,0004,000,0005,000,0006,000,0007,000,000							作付面積	年 当 農 家 戸
期 別	年期									
1953年	52～53	1,430,880kg							2,840	184
1954年	53～54	1,244,385kg							1,720	318
1955年	54～55	2,750,640kg							2,910	590
1956年	55～56	7,399,042kg							6,555	820
1957年	56～57	8,494,329kg							9,061	937
1958年	57～58	12,979,575kg							12,075	980
1959年	58～59	16,399,601kg							16,444	1,004
1960年	59～60	16,189,526kg							17,395	1,210
1961年	60～61	19,794,255kg							20,046	1,214
1962年	61～62	28,262,955kg							23,687	1,228
1963年	62～63	38,137,615kg							34,234	1,236
1964年	63～64	41,375,495kg							47,727	1,256
1965年	64～65	65,741,770kg							53,404	1,256
1966年	65～66	51,651,770kg							54,000	1,260
		1,000,0002,000,0003,000,0004,000,0005,000,0006,000,0007,000,000								

新旧教員歡送迎並に

校長就任激励会

西原区教育委員会（委員長大城純勝）では地区教育発展と教員の地域交流を図り、管内小中学校の職員移動を去る四月一日附で発令した。

また同時に本村小那覇出身親泊輝昌氏は過去十五年間、政府文教局研究調査課長を勤めていたが、同じく四月一日附で浦添村仲西中学校長に榮転された、戦後本村出身者の校長昇格は親泊輝昌校長までに五人目である。

この二つの会を催すため、西原区教育委員会、三校PTA村役所三団体の共催により五月十七日午後五時より会員約三三〇名が集り西原劇場において、新旧教員歡送迎会並に校長就任激励会を開催した。

同日は、最初に西原小学校区宮平緒一PTA会長のあいさつではじまり、発起人代表大城純勝教育区委員長より、各先生方に歓送迎と激励のあいさつ、転出教員十五名を代表して津覇小学校に転任になった仲舛高永教頭のあいさつ、つづいて転入教員十九名を代表して津覇小学校教頭より坂田小学校教頭に転任になった安里盛徳先生のあいさつ、仲西中学校長に榮転された、親泊輝昌校長のあいさつ、転入教員西原中学校十一名、西原小学校五、坂田小学校三名の自己紹介があり、最後に地元平良幸市立法院議員から、各転出転入になった、先生方に対して長い間のご苦労と激励の言葉が送られ午後六時會順を閉ち引きつづき、余興にうつり、各校区より、二芸以上の余興の提供により、約一時半にわたって盛大に催された。このたびの転出、転入の先生方はつぎのとおり。

1、転出教員の部

西原中学校より（七名）
与那嶺安弘（中城中学校へ）
本村玄吉（宮古連合区へ）
玉那覇清徳（中城中学校へ）
山内政光（南部連合区へ）
上原信茂（南部連合区へ）
仲舛高永（津覇小学校へ）
金城悦子（中城中学校へ）
西原小学校より（六名）
伊波貞子（津覇小学校へ）
知念ヨシ子（津覇小学校へ）
富川昌子（嘉数小学校へ）
渡ヶ次安子（普天間小学校へ）
城間英子（津覇小学校へ）
城間富蔵（南部連合区へ）
坂田小学校より（二名）
中山トヨ（中城小学校へ）

わが家の暮し体験記募集

戦後二十一年沖繩の産業經濟の發展は目覚ましいものであります。昨年十月一日に行なわれた国勢調査の実態から見た場合、本村は、第二、第三次産業の發展により軍用地（基地）もない準農村でありながら、年々オタ都市町村に人口流出の傾向にある現状であります。

本村の場合、一九六〇年十二月に行われた国勢調査（五年前）と昨年の国勢調査の人口と比較したとき、五ヶ年間で二五四人の増でこれを一ヶ年平均では、五〇、八人の増と政府統計庁は発表しています。しかし村住民登録上の実数は五ヶ年間で一、四三三人の出生で、五ヶ年間で三四

新垣太敏（西原中学校へ）

2、転入教員の部

西原中学校へ（十一名）
新垣盛繁（中城中学校より）
伊礼彦敏（琉球大学より）
城間正勝（中城中学校より）
新垣昌待代（新採用）
池端美江子（中城中学校より）
親川正雄（新採用）
翁長宏（宮城中学校より）
新垣太敏（坂田小学校より）
外間政弘（瀬喜田中学校より）
新垣和子（新採用）
浦崎政勝（琉球大学より）
西原小学校へ（五名）
中村次枝（津覇小学校より）
玉那覇光子（久辺小学校より）
島袋アツ（津覇小学校より）
仲松弥太郎（多良間小学校より）
喜納八重子（コザ小学校より）
坂田小学校へ（三名）
安里盛徳（津覇小学校より）
宮城芳江（美東小学校より）
中曾根昌一（与那城小学校より）

〇人の死亡であって、それから差引いて一、〇九三人の自然増加の割合となつて、一カ年平均は二一八人である。

こうして年々増加しつつある、人口問題、社会就労問題など複雑多岐に亘る現状において、各家計、生計を維持しておられる、農業、軍作業、民作業、公務員など就労しておられる皆様の立場から「わが家の暮し体験記」または、村に対する、ご意見、要望事項など建設的なふさわしい事項などどしどし投書して下さい、村民皆様のご協力をお願いします。

あて先西原村役所企画広報係

